**「大阪府食品ロス削減推進計画（案）」についての府民意見等の募集結果及び大阪府の考え　方について**

○募集期間：令和３年２月８日（月曜日）から令和３年３月９日（火曜日）まで

○募集方法：インターネット、郵便、ファクシミリ

○提出意見数：６名（団体含む）から21件

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | ご意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| **第1章　食品ロス削減に向けた基本的な方向** |
| １ | P3 | 提案は、「食べる」段階のことだけであり、片寄っているので、修正すべき。食品のライフサイクルからの視点で基本的な方向を設定すべきです。そして、食品問題は、食料自給率との関係で目標を立てるべきです。食品ロスをつくらないために、その仕組みを構築することを根本に据えるべきです。理由　農業、水産業での生産時、それ等を原料としての食品製造業、大手小売店、飲食業すべての段階で、見直しが必要です。 | 本計画は、大阪府環境審議会の部会における審議を経て策定しております。部会では、国が推計している食品ロス量に農林水産物が入らないことから、加工・販売等を行う食品を主な対象として議論を進めてまいりました。しかしながら、いただいたご意見のように、食品ロスの削減の対象としては、農林水産物も含まれますので、本計画の第６章の事業者の役割に農林漁業者を追加することといたします。 |
| **第2章　計画の基本的事項** |
| ２ | P４１計画の位置づけ | 食品ロスは、温室効果ガスの排出量の８～10％を占めるといわれています。食品ロスの削減により、温暖化防止につながる取り組みです。推進計画の「はじめに」で温室効果ガスの排出量の８～10％を占める温暖化防止対策になることにふれるとともに、計画の位置づけでもそのことを記載すべきです。 | 本計画の「はじめに」においては、14行目に食品ロス削減が重要な位置づけを有する観点として、消費者教育や環境等を記載しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、「環境（地球温暖化等）」と明記することで、温暖化対策にもつながることをお示しいたします。なお、本計画の位置づけとして、大阪府の環境施策を網羅する大阪府環境総合計画の考え方を踏まえて策定することとしております。 |
| ３ | P4１計画の位置づけ | 法のくくりの中での府の政策とは言え、食糧の流れの最下流での対策となっている。食糧自給率２％の大阪府域で、食糧を簡単にロスにすることの土壌養分・水・食品化工程でのエネルギーの損失を、もっと強力に打ち出すべきです。 | 本計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、国の食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、都道府県計画として策定したものです。なお、本計画は、大阪府の環境施策を網羅する大阪府環境総合計画の考え方を踏まえて策定することとしており、エネルギー損失を含めた環境施策を所管する部署と連携をして取り組んでまいります。 |
| **第3章　食品ロスの現状** |
| ４ | P5（２）大阪府の現状 | 事業系のデータの記載があるが、その中身が記載なしであり、不明確です。食品の原材料である農業、水産業、それを利用する食品工場、流通段階、飲食業などを調査して数量を明確にすべきです。理由　食品の原材料である農業のロス、水産業のロス、それを利用する食品工場でのロス、流通段階でのロス、飲食業でのロスなどは、それぞれ個別に異なる原因で、ロスができている。それらを把握しない限り、実現可能な対策ができない。 | 食品ロス量については、国が実施している算出方法を参考に、今年度本府で実施した食品ロス量発生等動向調査により推計しております。国の算出方法については、以下に掲載していますので、ご覧ください。〇食品ロス削減関係資料（消費者庁）　（該当ページ：8ぺージ）https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/information/food\_loss/efforts/assets/efforts\_210309\_0001.pdfなお、調査結果については、計画策定時に別途、4業種別（製造事業者、卸売業者、小売業者、外食事業者）で現状の詳細を示しております。 |
| ５ | 食品ロス発生量の計算根拠を明確に知らせるべき。意識調査結果では、府民のロス削減意識が高いのには嬉しい。市民参加型の食品ロスゼロ会議的なものが必要。 |
| **第4章　将来目標** |
| ６ | P8 | 将来目標として「食品ロスを半減」「食品ロス削減の取組みを複数行う人の割合を90％」ということをめざすことに賛同いたします。食品関連事業者、及び府民、そしてフードバンク活動団体がWin-Winの関係を築く、「共助」としてのフードバンク活動の推進を位置づけることができないでしょうか。当団体では、堺市にある認定NPO法人ふーどばんくOSAKAが呼びかける活動等に参加・協力しているところですが、この法人の活動は「食品ロス削減の推進」とともに「社会福祉の活動を補完する役割」を担っているものと捉えています。「環境」「貧困」「社会的孤立」等の解決にむけたネットワークの中核の一つとして、フードバンク活動団体がなってきていることにご理解いただいて、今後の「食品ロス削減」推進にむけた計画の中に位置づけていただきますようお願いいたします。 | 本計画では、目標と掲げております食品ロス削減の取組みを複数行う人の割合は、今年度本府が実施した「食品ロス削減に係る府民の意識調査」に基づいており、食品ロス削減のために取り組んでいることの選択項目として(1)残さずに食べる(2)冷凍保存を活用する(3)賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する(4)料理を作りすぎない(5)飲食店等で注文しすぎない(6)日頃から食材の種類・量・期限を確認する(7)食べきれる量を購入する(8)残った料理をリメイクする(9)その他としておりました。フードバンク活動は食品ロス削減の観点からも効果が高いことから、今後、意識調査の選択項目に加えることも含め、食品関連事業者、消費者、行政で構成するネットワーク懇話会等の検討の場でフードバンク活動の理解を深めるとともに、フードバンク活動のより一層の推進に取り組んでまいります。 |
| ７ | P8１食品ロス量 | 2030年にロス量半減など間尺に合わない。大阪の市民は「もったいない意識が高い」削減計画の見直しが必要。悠長なこと言ってる場合ではありません。 | 目標年度は国の基本方針及びSDGｓを踏まえたものとしております。計画の進捗については、食品関連事業者、消費者、行政で構成するネットワーク懇話会等の検討の場で、しっかり管理してまいります。 |
| ８ | P８１食品ロス量 | ロス量の削減目標が大阪府全体の量となっています。事業系は業態別の実績があれば、業態別の目標を設定すべきです。また家庭系では、世帯人数により変わりますが、１世帯当たりの目標値を設定すべきです。でないと家庭でどう取り組めばいいかがわかりません。2019年で20.8トン、2030年が16.1トン、世帯数を4130000世帯が変わらないとした場合、1日あたりのロス量は138ｇから2030年に106ｇまで32ｇ削減することが必要であることがわかります。このことを明記すれば、各家庭で毎日出るロスを測ることもできるので、具体出来な削減の取り組みが可能になると思います。 | 食品ロス量は推計値であることから、事業系の業態別に目標設定をすることが困難であると考えております。なお、食品ロス量は食品ロス量発生等動向調査により推計しており、調査結果については、計画策定時に別途、4業種別（製造事業者、卸売業者、小売業者、外食事業者）で現状の詳細を示しております。また、家庭系の目標数値については、府民啓発を実施するにあたり、一人一日あたりの食品ロス量などをわかりやすくお示ししていきます。 |
| **第5章　基本的施策の推進** |
| ９ | P9１事業者への取組 | 上流（生産現場)に遡った対策が必要。例えば、食糧自給率39％の状況における日本の食料品の現状では、野菜・畜産・魚介類などは、生産現地の土壌栄養を吸い尽くし、水を浪費し（バーチャルウオーターと呼ばれる）、輸送時のＣＯ２排出など、環境に大きな負荷を与えているのです。国の政策であるのですが、大阪府としても地場産優先政策を食品ロスの分野でも考慮に入れるべきだと思います。 | 本計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、国の食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、都道府県計画として策定したものです。また、本計画は、大阪府環境審議会の部会における審議を経て策定しており、部会では、国が推計している食品ロス量に農林水産物が入らないことから、加工・販売等を行う食品を主な対象として議論を進めてまいりました。しかしながら、いただいたご意見のように食品ロスの削減の対象としては、農林水産物も含まれますので、本計画の第６章の事業者の役割に農林漁業者を追加いたします。 |
| 10 | P9、P10 １事業者への取組 | 第1章で述べられている方向性は、大阪という地域にふさわしく、様々な立場の人に訴求力があると思います。「おおさかもん」と言われるおいしい食材もたくさんあることから、第5章の取り組みの中に、農産物や水産物の生産者に対する取り組みも盛り込んではいかがでしょうか。消費者の方も、規格外商品を購入するなどで、生産地で無駄に捨てられる食材を減らすことができると考えます。 | 本計画は、大阪府環境審議会の部会における審議を経て策定しており、部会では、国が推計している食品ロス量に農林水産物が入らないことから、加工・販売等を行う食品を主な対象として議論を進めてまいりました。しかしながら、いただいたご意見のように、食品ロスの削減の対象としては、農林水産物も含まれますので、本計画の第６章の事業者の役割に農林漁業者を追加いたします。 |
| 11 | P12２消費者への取組 | 消費者への取組知らせることが重要です。リーフレットの配布だけでなく、地域での学習会を積極的に開催すべきです。温暖化防止の視点で、エネルギー効率の向上（省エネ）とプラゴミの削減、食品ロスの削減、地産地消の取組をまとめて学習会を開催することができます。しっかりと予算を確保して開催すべきです。そのことを消費者への取り組みに記載してください。 | ご意見は今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。なお、来年度、教育現場等で活用できる食品ロス削減の教材ツールを掲載したポータルサイト（デジタルコンテンツ）を作成し、教育・啓発の機会の充実に努めてまいります。 |
| 12 | P10（２）「フードバンクガイドライン」の活用 | 基本的な方向について賛同する立場から、あらためまして意見を提案いたします。政府が昨年３月に示した「食品ロス削減推進に関する基本的な方針」では「フードバンクの実施されている地方公共団体においては消費者・産業振興・環境・保健福祉等の各部局間の連携を密にし、フードバンク活動の基盤強化にむけ団体との連携に配意し、必要な支援を検討実施する」と明記されています。後述で「フードバンクガイドライン」の作成が示されていますが、食品ロス削減の推進にむけて「フードバンク活動の普及・促進」ということがあまり強調されていない感があります。 | 「フードバンクガイドライン」は、安全で透明性、信頼性のあるフードバンク活動の推進のために作成いたしました。「フードバンクガイドライン」の活用により、フードバンク活動の支援・促進を進めてまいります。また、「フードバンク活動」については、食品関連事業者、消費者、行政で構成するネットワーク懇話会等の検討の場で、フードバンク活動の理解を深めるとともに、市町村等とも連携して、フードバンク活動のより一層の推進に取り組んでまいります。 |
| **第6章　各主体の役割** |
| 13 | P15、P16１事業者の役割 | 1.事業者の役割において、「賞味期限の延長に取り組み」とあるのは、問題です。むしろ製造日を表示させるべきです。理由　そもそも食品は「なま物」であり、味や衛生上の問題については、変質は当然のことであり、それを薬品付けにするようなことになってはならない。むしろ問題は、製造日の表示が分かりにくいので、もっと消費者に分かるような表示、つまり製造日をそのまま記載するとわかりやすいです。2.そのためには府や国が種々の規制の取り組みをすることが必要です。つまり、大量製造ではなく、少量多品種生産として、また、産地産直など、製造者と消費者とが、密接につながりを持てるような仕組みにすべきです。また、飲食店も前日までの予約制をメインにするとか、コンビニ店も予約者をメインに販売するような仕組みに規制することが重要だと思います。理由　情報化社会になってきており、各種医療機関などは事前予約の仕組みができるようになってきても何ら不自由はない。食品製造や飲食業でも、社会の在り方を根本的に見直しすべきではないか。府や国は率先してそういうあり方を開発するようにしてほしい。 | 賞味期限等の食品表示については、食品表示法により国が統一した表示方法を定めており、製造日の表示は義務付けられておりません。なお、賞味期限の延長については、いただいたご意見を参考に、学識、食品衛生部局等と連携するとともに、食品関連事業者、消費者、行政で構成するネットワーク懇話会等の場で、方向性を共有した上で、各事業者において食品衛生に係る取組みを進めていただくと考えております。また、ネットワーク懇話会等においては、適正量の受発注や予約制の取り組みについても検討することとしております。なお、食品ロス削減の取組みは、国の基本方針においても、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として推進していくものとされており、本計画においても、事業者、消費者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組んでいくこととしております。 |
| 14 | P15１事業者の役割 | 賞味期限の延長については、慎重な対応が必要です。特に、納品期限は長年の経験を経て設定されたもので、食品ロス削減を口実に、消費者被害を生み出すようなことになってはならないと思います。ここだけは、慎重の上にも慎重を期してください。 | ご意見は今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 15 | P15、P16１事業者の役割 | 食品スーパーなどの店頭での消費者啓発も、事業者の役割に加えてください。大阪府の食品ロス削減キャンペーンでのイベントも有効な啓発だったと思いますが、食品ロス削減月間だけではなく、日常的に店舗で野菜の保存の知識や期限表示の知識などをPOP等で発信すると効果があるのではないかと思います。 | 本計画の、第6章の事業者の役割の冒頭文に「消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施」と記載しております。また、計画に基づき、事業者と連携した取組みを充実してまいります。 |
| 16 | P15１事業者の役割P1６、P17２消費者の役割 | 事業者における食品ロスの原因、例えば在庫管理設備の不足、過剰生産、過剰生産、PB商品による転売の困難さ、過剰陳列、商慣習など原因を明記し、それを克服するための取り組みを明記すべきです。消費者の役割についても同様です。行動例を掲載する場合に、そのことでどのようなロスの削減になるのかがわかるようにすべきです。直接廃棄、食べ残し、過剰除去をなくすためのそれぞれの取り組みを記載する方が分かりやすいのではと考えます。 | 食品関連事業者、消費者、行政で構成するネットワーク懇話会等の検討の場で、事業者や消費者の役割を積極的に検証し、啓発をはじめ、計画の施策を具体化する取組みを展開してまいります。 |
| 17 | P16、P17２消費者の役割 | 第5章で「フードバンクガイドライン」を作成され、今後の取り組みとして有効活用していくということが書かれているのは、とても良いと思いますが、企業経由のフードバンクだけではなく、消費者の役割としてもフードドライブやフードバンクへの協力を入れてはどうでしょうか。頂き物や使い切れなかった食品を、支援につなげ活用することができます。フードバンクは消費者にとってはハードルが高いですが、身近なところでフードドライブが行われれば協力しようという人も増えると考えられます。フードドライブを行う食品スーパーなどは、開催情報や実施の結果報告などを消費者に見えやすいところで発信していただくことが必要と思います。 | フードドライブについては、市の公共施設や、小売店舗、学校の行事等で展開されており、消費者に身近な地域コミュニティで実施されることで、活動がうまくいくと考えており、食品関連事業者、消費者、行政で構成するネットワーク懇話会等の検討の場においても、より効果的な取組みを検討していくとともに、市町村や事業者と連携を進め、取組みが広がるよう、努めてまいります。 |
| **その他** |
| 18 | 大阪府が副首都になるとの構想があるが、その関連性について明記がないので、副首都そのものの概念が各政策に反映されていないのであれば、大阪を副首都にする必要はない。諸外国にも副首都という概念はないので、関西広域連合の中で、関西圏の代表として、都構想の住民投票の結果を尊重しながら、現状と課題を探ってほしい。 | ご意見は担当部署にお伝えします。なお、本計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、国の食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、食品ロス削減の総合的かつ計画的な推進を図るため都道府県計画として策定したものです。 |
| 19 | 夜間高校の給食が大量に廃棄されていて、食品ロスそのものである。夜間高校の給食が時代にそぐわないものになっている現状を捉え、給食に関する利権にとらわれず、そろそろ夜間高校の給食を廃止すべき。 | ご意見は担当部署にお伝えします。なお、庁内に、教育庁も参画する食品ロス削減ワーキングチームを設置しており、教育分野も連携して食品ロス削減に取り組んでまいります。 |
| 20 | 学校での食品ロスに関する教育は大切なので、教員数の増員を行い、積極的に食品ロス削減の教育活動に取り組んでいってほしい。 |
| 21 | 食品ロスに本気で取り組むのであれば、学校給食の当日キャンセルを柔軟に対応すれば、かなりロスが減らせるのではないか。そのシステムの構築を教育委員会に命じてほしい。 |